告　示

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定に基づき指名した関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、平成22年３月26日付けをもって指名した者（労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度ごとに関係労働者を代表する者各１人及び関係事業主を代表する者各１人）については本年３月25日をもってその任期が満了する。

よって、同条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条の規定に基づき、新たに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 24 年２月 15 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

１　推薦資格　推薦資格を有するものは、次の⑴又は⑵いずれかに該当するものであること。

⑴　労働者災害補償保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

⑵　雇用保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者については、雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成24年２月24日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105―0011　東京都港区芝公園１―５―32　労働委員会会館８階　労働保険審査会

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者／事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

㈱１　制度別の欄は、労働者災害補償保険制度又は雇用保険制度の区別を記入すること。

２　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が２以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

３　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　示

諸　事　項

所在不明の建設コンサルタントの公告

建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第14条の規定により、次のとおり公告する。

１　登録番号　建19―4998

２　名称　株式会社安芸コンサル

３　主たる営業所の所在地　広島県安芸高田市吉田町吉田1900―１

４　上記の業者については、その所在を確知できないので、当該業者は平成24年３月16日までに中国地方整備局建政部計画・建設産業課あて申し出をされたい。

５　前号の期間内に申出がないときは、建設コンサルタント登録規程第14条の規定に基づき、登録を消除する。

平成 24 年２月 15 日

中国地方整備局長　戸田　和彦

建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第14条の規定により、次のとおり公告する。

１　登録番号　建20―5014

２　名称　株式会社ヒロコーコンサル

３　主たる営業所の所在地　広島県広島市西区楠木町３―10―13

４　上記の業者については、その所在を確知できないので、当該業者は平成24年３月16日までに中国地方整備局建政部計画・建設産業課あて申し出をされたい。

５　前号の期間内に申出がないときは、建設コンサルタント登録規程第14条の規定に基づき、登録を消除する。

平成 24 年２月 15 日

中国地方整備局長　戸田　和彦

職員の免職処分

中城海上保安部警備救難課

海上保安官（一等海上保安士）　金武　盛行

国家公務員法第78条第３号により免職する

平成 24 年２月８日

第十一管区海上保安本部長　眞嶋　　洋

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２４年（家）第５０５０号

新潟県長岡市大島本町２丁目２番地１

申立人　小笠原哲也

本籍新潟県長岡市寺泊大地419番地、最後の住所新潟県長岡市寺泊上荒町7812番地、死亡の場所新潟県長岡市、死亡年月日平成21年３月21日、出生の場所新潟県三島郡寺泊町、出生年月日大正２年５月５日、職業無職

被相続人　亡　山田　ツル

催告期間満了日　平成24年９月10日

新潟家庭裁判所長岡支部

平成２４年（家）第５００９号

福井市宝永４丁目２番10号斉藤ビル２階

申立人　小前田　宙

本籍福井県鯖江市石田上町第24号68番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所福井県福井市、死亡年月日平成21年９月22日、出生の場所東京府東京市板橋区、出生年月日昭和13年３月28日、職業会社役員

被相続人　亡　長谷川正美

催告期間満了日　平成24年８月31日

福井家庭裁判所武生支部

平成２４年（家）第３４号

静岡県伊東市和田１丁目４番13号

申立人　山本　昌輝

本籍静岡県伊東市川奈1257番地406、最後の住所静岡県伊東市岡1294番地の101、死亡の場所静岡県駿東郡長泉町、死亡年月日平成20年２月３日、出生の場所静岡県伊東市、出生年月日昭和41年４月３日、職業不詳

被相続人　亡　大津　新一

催告期間満了日　平成24年９月30日

静岡家庭裁判所熱海出張所

平成２４年（家）第３２号

函館市新川町18番12号

申立人　嶋田　敬昌

本籍北海道函館市千代台町57番地、最後の住所函館市銭亀町210番地216、死亡の場所北海道函館市、死亡年月日平成21年10月19日、出生の場所北海道函館市、出生年月日昭和25年11月６日、職業不明

被相続人　亡　對馬　敬治

催告期間満了日　平成24年８月31日

函館家庭裁判所

平成２４年（家）第７０１０５号

東京都千代田区神田須田町１丁目４番10号Ｙ101ビル４階白井法律事務所

申立人　白井　典子

本籍福島県河沼郡会津坂下町字市中四番甲3758番地、最後の住所東京都大田区鵜の木３丁目22番１―111号、死亡の場所千葉県山武郡大網白里町、死亡年月日平成22年７月22日、出生の場所東京府北豊島郡尾久町、出生年月日大正14年１月11日、職業無職

被相続人　亡　礒目ヨシミ

催告期間満了日　平成24年９月30日

東京家庭裁判所